

「第11次交通安全基本計画（中間案）」に対する意見提出

1. 「第1部第1章第3節Ⅱ1(3) キ 道路の改築等による交通事故対策の推進(イ)」について

提出する 意見	人身事故の半数以上は交差点（付近を含む）で発生しており、日本損害保険協会のホームページで毎年各都道府県の人身事故件数ワースト交差点を公表し、周知啓発をしているところである。こうした状況を踏まえ、民間企業や事業者団体の情報等も踏まえ、当該交差点形状の見直し、交差点のコンパクト化や立体交差化等、交通事故低減対策をより一層推進していただきたい。
------------	--

2. 「第1部第1章第3節Ⅱ1(7) 無電柱化の推進」について

提出する 意見	無電柱化は、平時の安全で快適な通行空間の確保に資するだけでなく、災害時の緊急車両の通行空間確保につながり、災害被害の低減や復旧復興の迅速化にも大きく寄与する。これらの観点も踏まえ、積極的に推進していただきたい。
------------	---

3. 「第1部第1章第3節Ⅱ1(12) 災害に備えた道路交通環境の整備」について

提出する 意見	自然災害が多発する昨今の状況を踏まえ、特に河川沿いの道路については、氾濫・越水により道路斜面等の崩壊や決壊を招くことのないよう、防災対策や強靱な道路環境の整備が必要である。
------------	--

4. 「第1部第1章第3節Ⅱ2(1) エ 高校生に対する交通安全教育の推進」について

提出する 意見	<p>今後、成年年齢が引き下げられ、高校在学中あるいは卒業後すぐに保険契約者となる機会が到来すること等を踏まえると、高校の授業における体系的な学びが必要である。このため、次の下線部のように記載を追加し明確化する必要があると考える。</p> <p>「…生徒の多くが、近い将来、普通免許等を取得することが予想されることから、<u>強制保険である自動車損害賠償責任保険や任意の自動車保険の必要性を含め、免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育を行う。</u>」</p>
------------	--

5. 「第1部第1章第3節Ⅱ2(3) カ 反射材用品等の普及促進」について

提出する 意見	反射材による交通事故削減の効果は認められている一方で、歩行者に関しては着用等が義務付けられておらず、限定的な普及に留まっている。このため、特に幼児・高齢歩行者の身の回り品に対しては、安全基準において反射材用品の組み込みを「推奨」から「必須」に引き上げる等の対応が求められる。
------------	---

6. 「第1部第1章第3節Ⅱ2(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進」について

提出する 意見	交通安全対策の推進にあたっては、民間団体等の主体的活動の推進のみならず、行政においても引き続き事業者や業界団体との更なる連携が強化されることを期待する。あわせて、行政や民間団体等の連絡協議がより活性化し、地域事情等に応じた要望や提言等を受け入れつつ、幅広い視点で効果的な対策が検討されることを期待する。
------------	---